

福島県防災会議議事録

令和6年3月21日（木）13時30分～

県庁北庁舎2階危機管理センター「災害対策本部会議室」

開会

事務局：災害対策課 箭内主幹兼副課長

定刻となりましたので、ただいまから、福島県防災会議を開催いたします。

本日司会を務めます、災害対策課主幹兼副課長の箭内と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

県の附属機関の会議は原則として公開で行うこととされており、本会議も公開で行いますので、御了承いただきますようお願いいたします。

会議に先立ちまして、福島県危機管理部長 渡辺より御挨拶を申し上げます。

渡辺危機管理部長

皆様こんにちは。福島県防災会議の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、皆様には会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の災害対策はもとより、東日本大震災、そして原発事故からの復興等につきまして、大変御支援、御理解をいただいておりますことに、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

近年、全国で災害が激甚化、頻発化しております。元日には最大震度7を観測しました能登半島地震が発生し、石川県では建物倒壊等により200人以上の方がお亡くなりになりました。また現在でも、9,000人を超える方々が避難生活を送られております。

県では、被災市への応援職員の派遣など、被災された方々の一日も早い生活再建に向けまして、市町村の皆さん、そして関係機関の皆さんと連携をしながら、被災地の支援に取り組んでいるところであります。

本県におきましても、昨年9月、台風第13号に伴う大雨災害では、県内で初めて線状降水帯が発生し、1名の方が亡くなられましたほか、いわき市、南相馬市を中心に、住宅、道路、河川、農地等、甚大な被害が発生いたしました。

こうした災害に対応するため、県では昨年8月に郡山市において、県の総合防災訓練を実施しまして、市町村の皆さん、そして関係機関の皆さんとの連携強化を図りましたほか、9月には防災イベントを開催するなど、県民の皆さんの防災意識の向上にも取り組んでいるところであります。

さらには10月に、県と県内59市町村の皆さんで、「大規模災害時における「ふく

しま災害時相互応援チーム」による相互応援等に関する協定」を締結させていただきました。

併せまして、被災者一人一人に寄り添った支援を行う災害ケースマネジメントの推進など、災害に迅速かつ的確に対応するための体制整備を着実に進めているところがあります。

今後も様々な災害の発生が予想されます。そうした災害に対応し、県民の皆さんの安全安心を確保するため、関係機関の皆さんとの相互の連携、これが非常に重要だというふうに考えております。

皆様には引き続き一層の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日会議におきまして御審議いただく事項は、福島県地域防災計画の一般災害対策編、地震・津波災害対策編、事故対策編、そして原子力災害対策編の修正案であります。

主な内容は、令和6年度半島地震の課題を踏まえ、孤立集落の発生を想定した備蓄についての修正や、国の防災基本計画の修正に伴う修正などとなっております。

どうか委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

審議事項 ア 福島県地域防災計画（一般災害対策編及び地震・津波災害対策編）の見直しについて

事務局：災害対策課 箭内主幹兼副課長

それでは、議事に入ります。本日の議長は、福島県危機管理部長が務めさせていただきます。渡辺部長、よろしくお願いいたします。

議長：渡辺危機管理部長

はい。それでは暫時議長を務めさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入らせていただきます。まず、議事の（1）審議事項のアにつきまして、事務局から説明をしてください。

事務局：災害対策課 工藤課長

はい。県災害対策課長の工藤でございます。

私から審議事項のア、福島県地域防災計画一般災害対策編と、地震・津波災害対策編、こちらの見直しについて説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料の1-1、福島県地域防災計画の修正の概要の方をご覧ください。今回の見直し

は、中央防災会議が定める防災基本計画の修正事項を反映させるもの、令和6年度能登半島地震の課題を踏まえた修正、日本海溝千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正、施策の進展等を踏まえた修正、その他修正事項でございます。

それでは今回の修正事項の主なものにつきまして、資料1-1、修正の概要の項目の順に、資料の1-2及び資料の1-3の新旧対照表を用いまして説明いたします。

まず1つ目、国の防災基本計画の修正事項の反映についてでございます。1番、都道府県による災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化と災害ボランティアセンターの設置予定場所の明確化についてです。

資料1-2、福島県地域防災計画一般災害対策編新旧対照表の15ページの方をお開きいただきますようお願いいたします。表の下の段でございます。

県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努め、発災時に速やかに活動できるよう、当該再災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する県社会福祉協議会との役割分担をあらかじめ定めるよう努めること、また、災害ボランティアセンターの設置場所については、市町村があらかじめ明確化していくよう努めることについて記載いたしました。

次に、3番の災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備についてです。同じく資料1-2の50ページの方、ご覧ください。上から3段目でございます。

平時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めることについて記載いたしました。

なお、県では今年度、モデルとなる3つの市町や、専門職団体等で構成する検討会議を開催して、ケースマネジメントの進め方等について協議を図ったところであります。

来年度は、他の市町村へ横展開を図るために、市町村の人材育成ですとか、本県の実情に応じた標準的モデルの作成、さらに平時からの連絡体制の構築等に取り組んでまいります。

続きまして5番目、被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用についてです。こちら修正する箇所3点ございます。いずれも被災者支援業務の迅速化、効率化の取組ということになります。

まず資料1-2の13ページをお開きください。上から3段目でございます。避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供と書いてあるところの一番下の部分です。

さらに50ページをお開きください。こちら真ん中の段でございます。被災者台帳の作成のところ、こちらにデジタル技術を活用するよう積極的に検討する旨の記載を追記してございます。

なお、県では来年度、被災者台帳の機能を持つ被災者生活再建支援システムの市町村への導入を促進しまして、システムを活用した県と市町村職員向けの住家被害認定調査の研修などを行うことによりまして、大規模災害時に被災した市町村に応援職員を

速やかに派遣するふくしま災害時相互応援チームの体制を強化しまして、被災者支援業務の迅速化、効率化につなげてまいります。

続きまして修正概要の2番、令和6年度能登半島地震の課題を踏まえた修正についてでございます。

元日に発生した能登半島地震については、その発災状況や地理的要因などにより、様々な課題が指摘されております。これらの課題を精査し、現行の県地域防災計画で不足していると思われる箇所につきまして、記載を追加いたしました。

新旧対照表の12ページをお開きいただきたいと思います。下の段でございます。

能登半島地震では、孤立集落が発生し、その解消まで相当の期間を要したということから、このような集落等については、食糧及び生活物資の備蓄について、孤立するおそれのある集落等で救助活動が制限されることを勘案して、十分な備蓄量の確保について配慮するという点を記載いたしました。

同様に43ページ、こちらの上段の部分でございます。こちら避難所の運営の項目でございます。こちらについても孤立集落などの発生するおそれのある地域における備蓄と通信手段の確保について記載したところでございます。

続きまして修正概要の3、日本海溝千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正についてでございます。

まず、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備に関する事項についてです。こちらは資料1-3、県地域防災計画地震・津波災害対策編の新旧対照表の方をご覧ください。

2ページ、下の段からでございます。

地震防災上緊急に整備すべき施設等につきましては、関係法を踏まえまして、計画的に整備を図るとともに、施設の高台への移転の促進を図ることを記載いたしました。

次に2番目、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項についてでございます。

同じく資料1-3の16ページをお開きください。下の段でございます。

避難対象地域内の住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、避難対象地域や避難方法の検討、住民等の津波への備えの啓発、旅行者等の避難誘導等の体制の検討に努めることについて記載いたしました。

続いて3番、後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項についてであります。同じく資料1-3、26ページの方をご覧ください。下の段からでございます。

北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域、またその周辺でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生し、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっている場合に、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されます。

この情報が発信された場合に、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、ライフラインに関する情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知すること

や、日頃からの地震への備えの再確認等の防災対応をとる旨について呼びかけるという記事を記載しております。

続きまして修正概要の4番、施策の進展等を踏まえた修正についてでございます。

まず1つ目が指定地方公共機関の新規指定についてです。資料1-2に戻っていただきまして、一般災害対策編新旧対照表の4ページをお開きください。上から2段目でございます。

昨年5月26日に新たに一般社団法人福島県建設業協会様を指定地方公共機関として指定いたしました。それに伴いまして、処理すべき事務として、災害時における公共施設の応急対応業務への協力について記載してしたところでございます。

次に4番目、災害対策基本法施行令の改正に伴う修正についてでございます。資料1-2の43ページの方をご覧ください。上から4段目でございます。

災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両につきましては、災害発生前でも緊急通行車両であることの確認を受けて、証明書の交付を受けることができるようになったことから、記事を修正いたしました。

次に5番、内閣府告示の改正に伴う修正についてであります。46ページをお開きください。上から3段目でございます。

住宅の応急修理につきまして、地震や暴風により住宅の屋根や外壁に被害を受けて、その後の降雨等により住宅が浸水するおそれが高い場合につきまして、ブルーシートの展張等を緊急的に措置するための支援、こちらが災害救助法の救助の対象となったことから、住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理に係る事項について記載いたしました。

そのほか、昨年の地域防災計画の修正に係る、国からの連絡事項等の反映ですとか、数値等、気象情報等の時点修正、文言の整理等を行いました。

最後に、福島県地域防災計画修正素案、一般災害対策編、地震・津波災害対策編の県民意見公募（パブリックコメント）の結果について御報告いたします。県民意見公募は、今年1月15日から2月14日まで実施いたしました。意見はございませんでした。

事務局からの説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長：渡辺危機管理部長

はい。それではただいまの説明につきまして、まず会場で御出席いただいております委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、恐縮ですが挙手をお願いいたします。何かございますでしょうか。

（質問・意見なし）

それでは続きましてZoomで御参加をいただいております委員の皆様から御意見、御質問等ございましたら、アクションボタンから挙手をお願いしたいと思います。いかが

でしょうか。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。それでは、御意見・御質問等をごいませんようですので、議事を進めさせていただきます。

それでは、福島県地域防災計画一般災害対策編及び地震・津波災害対策編の見直しにつきましては、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、見直しにつきまして、原案のとおり決定することといたします。

審議事項 イ 福島県地域防災計画（事故対策編）の見直しについて

議長：渡辺危機管理部長

続きまして、審議事項のイについて事務局から説明してください。

事務局：危機管理課 大野課長

はい。福島県危機管理課長の^{大野}でございます。

私のほうから、(1) 審議事項イ、福島県地域防災計画事故対策編の見直しについて御説明いたします。着座にて説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。今回の修正の概要でございます。

1つ目が、昨年5月に国が修正した防災基本計画に伴う修正でございますが、令和4年、北海道知床半島沖の観光船の沈没事故を受けて、国の計画が修正されておりました、そこで盛り込まれました、国による旅客船の総合的な安全安心対策の強化についての内容を追記するものでございます。

2つ目のその他の修正は、文言等の適正化のための修正でございます。

それでは、修正内容について御説明いたします。資料2-2、新旧対照表の1ページをご覧ください。

担当部署の記載について、令和3年度の組織改正に伴い、原子力損害対策担当理事が、風評風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事に変更されておりましたが、反映されておらなかったため、今回修正するものでございます。

次に、1ページ目下段から5ページまでの修正内容について御説明させていただきます。

こちらについては、全て国の防災基本計画の修正に伴い修正するものでございます。

それでは1ページ目下段、第2章 海上災害対策計画、第1節 第1の1、海上交通の安全のための情報の充実をご覧ください。

(2)として、東北運輸局が重大な事故の情報、過去の行政処分歴等を公表することなどについて追記しております。

次に、2ページをご覧ください。上段の2、船舶の安全な運行の確保でございますが、(2)として、東北運輸局のとるべき措置を、アからエのとおり追記しております。

次に3ページ目、中段の第2の1、防災情報通信網等の整備をご覧ください。

(2)として、東北運輸局が確実に連絡をとることが可能な無線設備の積付けの義務化を行うことなどを追記しております。

次に4ページ目をご覧ください。中段の4、防災体制の強化でございますが、(2)において、福島海上保安部のとるべき措置として、地方公共団体等との業務協定等を踏まえ、連携した消火活動を行うための体制の整備に努めることなどを追記しております。

次に、5ページ目をご覧ください。中段の6、危険物等の大量流出時における防除活動について、(5)として、東北運輸局のとるべき措置を追加し、船舶からの危険物等の流出による海洋汚染を防止するため、船舶の構造、設備等の技術基準の整備、見直しを随時行うことなどを追記しております。

最後に6ページをご覧ください。第6章危険物等災害対策計画、第1節 第2の3、(1)について下線部分の文言の適正化をしてございます。

事故対策編の修正については以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長：渡辺危機管理部長

はい。それではただいまの説明につきまして、会場で御参加いただいております皆様から御意見、御質問等がありましたら、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。

それでは、Web参加されております委員の皆様、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問等ございませんようですので、福島県地域防災計画事故対策編の見直しにつきまして、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、見直しにつきまして、原案のとおり決定することといたします。

審議事項 ウ 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて

議長：渡辺危機管理部長

続きまして、審議事項のウについて、事務局から説明をしてください。

事務局：原子力安全対策課 伊藤課長

はい。原子力安全対策課長の伊藤でございます。

私のほうから原子力災害対策編の修正について資料の3-1、3-2を使いまして説明をいたします。着座にて説明させていただきます。

まず、5年度に改正する内容ですけれども、国の防災基本計画等の修正内容の反映及び関係計画の修正に伴う修正内容、こういったものを反映させるものになります。

1番の関係省庁からの連絡事項等による修正ですけれども、まず①番の学校等の施設について、義務教育学校の記載を追加しております。

こちらについては資料3-2の12ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらについては、既に小学校、中学校とありますけれども、そこに小中一貫校である義務教育学校としまして、重点地域内、発電所からおおむね30キロ圏の市町村にあります、大熊、川内、飯館こちらに3校ほど設置されていることから、こちらに追加をするというものであります。

続きまして、資料3-1の②番ですけれども、こちらは用語の修正といたしまして、国の原子力災害対策指針におきまして、防災業務関係者という名称が、緊急事態応急対策に従事する者という名称に変更になりました。

こちらについては資料3-2のページ23ほかにありますけれども、こちら単なる名称の変更ということになります。

続きまして、資料3-1に戻りまして、③番、高度被ばく医療支援センターの新規追加ということです。

こちらは資料3-2の65ページをご覧いただきたいのですが、これまでに5つほどありましたセンターに新たに福井大学を追加するというので、原子力規制庁のほうからこういった指定がされましたので、追加となるということでもあります。

資料3-1に戻りまして2番の地域防災計画一般災害対策編の改正案を本計画にも反映させるということで、先ほど一般災害対策編については説明ありましたので、こちらでは説明については省略をさせていただきたいと思えます。

そのほか用語の修正等がございますけれども軽微なものですので、説明については省略させていただきます。

修正内容については以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

議長：渡辺危機管理部長

はい。ただいまの説明につきまして、会場で御参加いただいております委員の皆様、御意見、御質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。

それではWeb参加の委員の皆様、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問等ございませんようですので、福島県地域防災計画原子力災害対策編の見直しにつきまして、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、見直しにつきまして、原案のとおり決定することといたします。

以上で議事の(1)審議事項については終了いたします。

報告事項 ア 福島県防災会議条例の改正について

議長：渡辺危機管理部長

続きまして、(2)の報告事項に移らせていただきます。

報告事項アについて、事務局から説明してください。

事務局：災害対策課 工藤課長

はい、県災害対策課長の工藤でございます。私の方から報告事項ア、防災会議条例の改正について御説明をいたします。着座にて失礼します。

資料4、福島県防災会議条例新旧対照表の方をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となっております。

県の防災会議条例では、防災会議の設置目的や委員の定数などを規定しておりますが、昨年12月の県議会において、委員の定数を増員するという改正を行いました。

改正の内容ですが、改正前の条例では、第2条第1項第1号から第4号のとおり、委員の職種や組織の部分ごとに定数を定めておいたものを改めまして、改正後の第2条第1項のとおり、区分によらず総数で定めることとした上で、条例で定める委員の定数を22人増やしまして、33人から55人以内としたほか、文言を一部修正したものでございます。

この改正によりまして、県防災会議の人数は、会長である知事と、国の機関など法で定める委員20人と今回の改正55人以内を合計しまして、76人となります。

改正の理由は、災害時における性別の違いや要配慮者に配慮した避難所の運営、物資の備蓄など、防災に関する様々な課題に対応するため、女性を始めより多様な視点から幅広く意見を集約し、本県の防災対策をさらに推進していく必要があるためでございます。

現在の防災会議委員の皆様の新しい任期が始まります4月に向けまして、今回増員

する委員の選任を進めてまいります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長：渡辺危機管理部長

はい。ただいまの説明につきまして、会場参加の皆様、Web参加の皆様、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

報告事項 イ 福島県防災基本条例の制定について

議長：渡辺危機管理部長

次に、報告事項のイについて事務局から説明をしてください。

事務局：災害対策課 工藤課長

はい、災害対策課長の工藤でございます。私から報告事項イ、福島県防災基本条例の制定について御説明いたします。

資料5、福島県防災基本条例（仮称）の制定概要（案）をご覧ください。着座にて失礼します。

本県では東日本大震災以降、令和元年の東日本台風や、令和3年、4年の福島県沖地震など、立て続けに大規模な災害に見舞われておりまして、今後も巨大地震や大雨などの災害の発生が想定されているところでございます。

これらの災害からの経験や教訓を次の世代に継承しながら、今後の大規模災害に備えるため、新たな条例を制定することとしまして、昨年12月の県議会で、知事が答弁を行ったところでございます。

本条例の制定に当たっては、学識経験者や防災の専門家等で構成する検討委員会を設けまして、検討を進めるとともに、県防災会議の皆様の意見も伺いながら、条例の具体的な内容を固め、来年2月の県議会で条例案を上程するということを想定してございます。

制定までのスケジュールといたしましては、明日、第1回の検討委員会を開催しまして、新年度にもう3回程度委員会を開催して、条例案文を固めまして、秋ごろにこの県防災会議の皆様へ、案文の御審議をいただきたいというふうに考えております。

今後の大規模災害に備えまして、県民や事業者等の役割や、取り組むべき事項を明確にし、防災の意識を強化し、自助、共助、公助を担う様々な主体が協働した災害に強い県づくりを実現させるため、新たな条例を制定するものであります。

皆様には御理解と御協力をよろしくお願いいたします。説明は以上とな

ります。

議長：渡辺危機管理部長

はい。ただいまの説明につきまして、Web参加の皆様を含め委員の皆様、御質問、御意見等がありましたらよろしくお願ひいたします。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは議事を進めさせていただきます。

報告事項 ウ 令和6年能登半島地震の主な課題と県地域防災計画の対応について

議長：渡辺危機管理部長

続きまして、報告事項ウについて事務局から説明をしてください。

事務局：災害対策課 工藤課長

はい。災害対策課長の工藤でございます。私から報告事項のウ、令和6年能登半島地震の主な課題と県地域防災計画の対応について御説明をいたします。資料6の方をご覧ください。着座にて失礼します。

元日に発生しました能登半島地震では、様々な課題が指摘されているところでございます。現在も対応中の災害ではございますが、今般、主な課題について整理した上で、それぞれの課題に対する県の地域防災計画における対応について表としてまとめたものが資料6になります。

大きく分類しまして、初動対応、避難者対策、二次避難、生活再建、孤立集落、氏名公表についてということで課題を整理させていただきました。項目が37個ほどあるのですが、主なものにつきまして御説明させていただきます。

まず、1ページ目、初動対応の2番でございます。災害経験不足による初動対応の遅延。それと3番、電話の不通や道路の寸断による情報収集の難航についてでございます。

県の地域防災計画では、必要な防災教育を実施することによって、災害対応に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げることとしております。

また、情報収集で市町村が報告できなくなったときには、被災地へ職員を派遣したり、もしくはヘリコプター等の機材を活用し、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行うということとしております。

これに関しまして、県では来週から本格的な運用を開始します、県の総合防災情報システムを活用しまして、県、市町村、関係機関と被害情報や避難情報の収集発信を速やかに行うこととしておりまして、新しいシステムの運用習熟を図る図上訓練を、市町村、関係機関と合同で行うことによりまして、初動対応のさらなる強化を図ってまいりま

す。

続いて2ページ目、避難者対策の9番でございます。避難所の長期化への対応についてです。

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況や、簡易ベッド等の活用状況等、健康状態や衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるというふうに計画に記載してございます。

今回の能登半島地震におきましても、本県はじめ各県の保健師等が避難所の健康支援業務ということで従事しているところでございます。

続いて4ページ目です。避難者対策の19番、観光客、帰省者対策についてでございます。こちらは後段で述べる孤立集落の課題とも重複している部分でございます。

審議事項のア、地域防災計画の修正の中で御説明したとおり、食料や生活物資の備蓄について、孤立するおそれのある集落等では十分な備蓄量の確保について配慮することを今回の改正で新たに記載することとしたところでございます。

続きまして5ページ目でございます。二次避難の項目の24番、避難者への情報提供についてでございます。

広域避難する際につきましては、同一の市町村、同一の地域コミュニティ単位で避難所に入居できるよう、住民に対して避難先の割当てを周知するといったことを記載してございます。

続いて6ページ目、生活再建の項目です。27番、罹災証明書発行遅延による生活再建の遅れについてでございます。

発災後に住家被害の調査判定を早期に実施できるよう努めるものとするということとしております。

今回の能登半島地震においては、本県が富山県氷見市の対口支援団体となったことを受けまして、約1か月、延べ241人の県と市町村の職員をふくしま災害時相互応援チームとして派遣しまして、家屋被害認定調査の支援を行ったところでございます。

今後もこのチームの体制につきまして、研修等を通じて強化に努めてまいります。

同じく30番です。仮設住宅入居者への訪問、見守り体制についてであります。

今年度の国の防災基本計画の修正に伴いまして、災害ケースマネジメントの実施についての文言を追加したところでございます。地域の実情に応じ、関係者が連携して被災者に対してきめ細かな支援を行う体制づくり、こちらを進めてまいります。

続いて同じページ、孤立集落の32番、十分な備蓄物資の確保についてでございます。

避難所における環境の整備といたしまして、19番の項目と同様に、孤立するおそれのある集落等について、十分な備蓄量や通信手段等の確保について配慮するといったことを今回追記しているところでございます。

最後に8ページ目、氏名公表、37番、死者の氏名公表についてです。

本県におきましても、死者の方の氏名公表につきましては、家族等の同意を得て公表することとしております。

一方、安否不明者等については、同意によらず、覚知してから速やかに発表するといった対応を、昨年6月に改正しているところでございます。

以上、主なものについてのみの御説明になりますが、大規模災害時の対応につきましては、地域防災計画を踏まえつつ、今後も市町村や関係する皆様方と連携しまして、訓練等を通して、さらなる防災体制の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続きの御協力をお願いいたします。説明は以上になります。

議長：渡辺危機管理部長

ただいまの説明につきまして、会場の皆様、Web参加の皆様、御意見、御質問等ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。

それでは、議事を進めさせていただきます。

報告事項 エ 市町村地域防災計画の修正状況について

議長：渡辺危機管理部長

次に報告事項のエにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：災害対策課 工藤課長

はい。災害対策課長の工藤でございます。私から報告事項のエ、市町村地域防災計画の修正について御説明をいたします。資料7の方をご覧ください。着座にて失礼します。

市町村地域防災計画の修正につきましては、災害対策基本法第42条の規定により、市町村防災会議から県知事へ報告し、県知事は県防災会議の意見を聞くこととされておりますが、福島県防災会議運営規程第4条第1項第3号の規定により、会長の専決事項として処理しており、同条第2項の規定により、防災会議における報告事項とされておりますので、報告させていただきます。

令和5年3月に開催した前回の福島県防災会議では、令和5年1月31日までに、市町村の地域防災計画の修正について、専決を行った状況を報告いたしました。

それ以降、2月1日から今年の1月31日までに専決を行ったのは双葉町、伊達市等、延べ17市町村でございます。

各市町村とも、県地域防災計画の修正の反映ですとか、地震津波被害想定調査の結果の反映など、各市町村の防災対策の推進における必要事項について修正を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

議長：渡辺危機管理部長

はい。それではただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

報告事項 オ 福島県水防計画 修正概要について

議長：渡辺危機管理部長

それでは、続きまして、報告事項オについて、事務局から説明してください。

事務局：河川整備課 伏見主幹

はい。それでは報告事項オについて、土木部河川整備課伏見より説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料8-1をご覧ください。福島県水防計画の修正概要、令和5年度の概要でございます。

まず1つ目が重要水防区域の箇所数変更でございます。これは河川の減になります。変更前が273河川、519箇所、これを変更後に224河川381か所に減しております。理由は、河道掘削等の事業進捗に伴う重要水防区域から除外でございます。

2つ目が、水位周知河川の変更でございます。これは指定河川の増で、変更前44河川が変更後57河川に増えております。理由は新規指定によるものです。

次に資料8-2をお願いいたします。主要改正事項を記載しておりますが、先ほど資料8-1で説明した内容のほか、資料8-2に記載のとおり、時点修正等を行っております。

説明は以上となります。

議長：渡辺危機管理部長

はい。ただいまの説明につきまして、会場、そしてWeb参加の委員の皆様、何か御意、見御質問等ございますでしょうか。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

閉会

議長：渡辺危機管理部長

それでは、その他、会議全体を通しまして、何か御意見、御質問等ございましたらお受けしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

《福島中央テレビ 小林委員 挙手》

それでは、小林委員どうぞ。

福島中央テレビ 小林委員

福島中央テレビの小林と申します。

能登半島地震では、水道管の破裂によって、ずいぶん水が、ようやく何とかかなりまし
たとか、3月まで及んでいる状況があったのですが、地震が起きてから、水道管が壊れ
るのではなくて、古いものを事前に変えていくとか、福島県でもそういう対応が必要なん
じゃないか、起こってからじゃなくて、起こる前に何か防げることになってあるのかな
と思っていたのですが、その辺りはどうだったのでしょうか。

議長：渡辺危機管理部長

はい。それでは事務局から回答をお願いします。

事務局：災害対策課 工藤課長

はい災害対策課でございます。水道管の事前の耐震化というふうなお話だったかな
と思います。

御承知のとおり能登半島地震におきましては、特にその被災した市町におきまして、
水道管の地震による損傷というのが多数発生して、復旧までに時間が掛かっていると
ころと承知してございます。

全国各県において、水道管の耐震化の改修、水道管の更新工事というのが進められて
いると承知しております。

本県においても、全国平均よりは上回る状況で改新が進められておりますが、引き続
きまだ耐震化が進んでないところもあると承知しております。

市町村が計画的に更新できるように今後とも努めていく必要があるというふうにか
えております。

福島中央テレビ 小林委員

ということはやっぱり福島県内も、壊れやすい水道管がまだ多々あると、全国平均よ
りはいいと言っても残っているというか、変わってないってことでしょうか。

どういう水道管があるのかも分からないんですけど、今だったら地震が起きても
大丈夫な、こういうタイプがあるっていうようなことが分かれば教えていただきたい
と思ったのですが。

議長：渡辺危機管理部長

はい、それでは事務局。

事務局：災害対策課 工藤課長

災害対策課長でございます。

今ほどの水道管の耐震化未整備による断水の長期化というのは、今回説明の中で、資料をつけました6番のですね、3ページ、16番のところにも記載しているところでございます。

耐震化の未整備というのが、全国平均でもまだ41%ぐらい進んでないという状況の中でございます。

水道管の耐震というのが、いわゆる管そのものというのを、これまでの例えば塩ビ管ですとか鉛管とかっていうところから、鋼鉄のダクタイル管っていうものに更新するですとか、あとは管と管の継手のところですね、こちらが揺れとかでもはずれたりしないような、そういう継ぎ手っていうのも実はありまして、随時市町村の水道局のほうで更新を図っているというふうに承知をしております。

ただ、何分その更新にかかる費用というのが、水道料金をベースにやっているということで、なかなか進捗が進まないという状況も承知しているところございまして、計画的に耐震化を進めることが必要だというふうに考えております。

以上です。

議長：渡辺危機管理部長

よろしいですか。ほかに御意見御質問等ございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。

それでは、本日御用意しておりました議事等につきましては、以上で終了いたしました。

本日、御提示させていただきました修正も含めまして、今後も引き続き、皆様としっかりと連携をしながら、県の災害対応力の強化、あるいは県全体としての防災力の強化をしっかりと図ってまいりたいと思いますので、引き続き皆様には、御支援、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは以上をもちまして私の議長の職を終了させていただきます。

御協力ありがとうございました。

事務局：災害対策課 箭内主幹兼副課長

本日の会議は以上をもって終了とさせていただきます。皆様にはお忙しい中御出席いただきありがとうございました。

(14:19終了)